

○田川地区清掃施設組合手数料条例

平成 8 年 1 月 12 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、田川地区清掃施設組合において徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、徴収する手数料とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 2 項に規定する田川市川崎町清掃センターに搬入される一般廃棄物の処理及び行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類の写し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の交付及び同法第 78 条第 1 項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録の交付(他の法令において準用する場合を含む。)ものをいう。

(手数料の額及び徴収時期)

第 3 条 手数料の額は、次の表のとおりとする。ただし、一般廃棄物に係るもので 10 kg 未満のものは、10 kg とみなす。

区分		手数料の額
一般廃棄物に係るもの	事業活動に伴うもの	10kg につき 100 円
	上記以外のもの	10kg につき 60 円
行政不服審査に係るもの	写しの交付	1 枚につき 10 円(カラーの場合は 20 円)
	電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	1 枚につき 10 円(カラーの場合は 20 円)
	電磁記録の交付	電磁的記録に記録された事項を記載した書面の方法で交付するとした場合で 1 枚 10 円として算定した額

- 2 前項に規定する手数料は、一般廃棄物に係るものについては搬入時に、行政不服審査に係るものについては写し等の交付時に徴収する。

(手数料の免除)

第4条 組合構成市町の直営車が、組合の区域内で収集搬入した一般廃棄物については、手数料を徴収しない。

- 2 組合長が特別な事由があると認めた者については、手数料を徴収しないことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月5日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月24日条例第2号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成25年2月22日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月26日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。